

# マルサ調査 手法が争点

## 競馬で高額配当「脱税6000万円」訴訟

「マルサ（国税調査官）」の調査は妥当だったのか。大阪地裁で進行中の脱税事件の裁判で、大阪国税局の調査手法が争点になっている。法廷で証言した調査官は守秘義務を理由に詳細を語らず、明らかにしていることが多い。

### 横目調査、悉皆調査

国税職員が金融機関で特定の口座の残高や金の流れを調べる際、本来の目的を逸脱して調査対象以外の情報を盗み見たり、網羅的にチェックしたりすることを指す隠語。脱税などの不正発覚の端緒を探る意図があっても、金融機関に虚偽の調査目的を伝えるなど不適正な手続きに基づく場合は違法とされる。国民の経済活動の監視やプライバシーの侵害につながると指摘する声もある。

### 被告側「違法に集めた証拠だ」

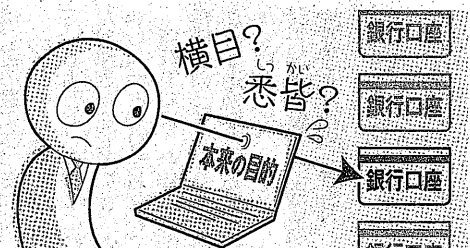
### 調査官「端緒偶然」詳細語らず

競馬で得た配当金約1億6千万円を申告せず、所得税約6千万円を脱税したとして所得税法違反に問われた大阪府寝屋川市職員の中道一成被告（48）に起訴休職中。2月の公判。横目調査、悉皆調査をしたことがありませんと答えた。

被告側は初公判で脱税の事実を認め、横目調査「悉皆調査」と呼ばれる手段で発覚した可能性が高いとし、違法に集めた証拠だとして公訴棄却が無罪を求めた。調査官が本来の目的を逸脱して口座情報を得ていたとの指摘だ。

一方、検察側は証拠収集や調査に違法性はなかったと反論。出廷した調査官は、別の脱税事件の調査でネット銀行に顧客情報の開示を依頼した過程で残高が2億円を超える被告の口座を偶然見つけたと説明。12年と14年の所得を申告していなかったとわかり、強制調査に踏み切ったと述べた。

だが弁護士が別の事件の関連などを尋ねると「お答えできません」を連発。見かねた裁判長が「答えなさい」と迫る場面もあった。弁護士は「被告の口座はJRA（日本中央競馬会）との取引がなく、別件調査される予定だ。」



## 横目・悉皆「不可欠」「グレーな手法」

脱税事件を追う調査官らは日々、関係者の金の動きを把握するため金融機関を訪れ、顧客情報を調べている。国税規則取締法や国税通則法に基づき、任意で預金データや入出金伝票の開示を求め、膨大な情報を収集している。ある国税幹部は被告側が指摘した「横目」「悉皆」の調査手法について「一切やっていない」と否定。ただ、脱税事件では第三者名義のタミー口座が使われることが多く、対象を絞らず多数の口座情報を照会するのが一般的という。「口座番号や預金残高が一覧できる状況では、無関係の口座の中身が見えてしまうこともある」とも明かす。

一方、ある調査OBは現役時代を振り返り、「横目調査や悉皆調査は事件の端緒を得るのに不可欠。現場で公然と行われ、上司も黙認していた」と話す。「何もない状態からネタを見つけたらならぬ情報班の調査官は、連日様々な金融機関を回り、不審な口座がないか地道に探していた。それでも、端緒が得られるのは年に数回。難易度が非常に高い」という。

金融機関に調査目的を説明する際も「架空や虚偽の内容でなければ構わない」という感覚。完全に違法とは思われないが、十分「グレー」な手法と言えらるる」と話す。（岡野翔、大貫聡子）